



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(四一)

○介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(四二)

○宇宙基本法(四三)

○介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律(四四)

○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(四五)

〔政令〕

○関税法施行令等の一部を改正する政令(一八八)

○証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(一八九)

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一九〇)

〔省令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業三八)

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(国土交通三七)

○温泉法施行規則の一部を改正する省令(環境五)

〔告示〕

○航路標識に関する件(海上保安庁一四八〇一五三)

〔公告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人日本スポーツ振興センター、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(法律第四一号)(総務省)

1 市町村長等は、危険物施設において発生した危険物流出等の事故で火災が発生するおそれのあったものについて、事故の原因を調査することができることとした。(第一六条の三の二第二項関係)

2 市町村長等は、危険物流出等の事故の原因調査のため必要があるときは、事故が発生した危険物施設その他事故と密接な関係を有する場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は消防職員に、これらの場所に立ち入り、危険物の状況若しくは危険物施設その他の事故に関係のある工作物等を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができることとした。(第一六条の三の二第二項関係)

3 消防庁長官は、危険物流出等の事故の原因調査をする市町村長等から求めがあった場合には、その調査ができることとした。(第一六条の三の二第四項関係)

1 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の指示等に関すること。
(一) 消防庁長官は、大規模な災害が一の都道府県に限られる場合であっても、特別の必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事又はその都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を指示することができることとした。(第四四条第五項関係)

(二) 消防庁長官が、災害発生市町村のため、他の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示等するときは、災害の規模等に照らし緊急を要すると認められるときを除き、あらかじめ、緊急消防援助隊

行動市町村の長及びその市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くこととした。(第四四条第八項関係)

(三) 緊急消防援助隊の隊員が市町村の長の指揮の下に行動している場合であっても、その隊員の属する市町村の長が、消防庁長官の指示等に応じ、その隊員の属する緊急消防援助隊に対し、行動している市町村以外の市町村への出動を命ずることを妨げるものではないこととした。(第四七条第二項関係)

2 消防応援活動調整本部に関すること。
(一) 一の都道府県内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が出動したときは、その都道府県の知事は、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という)を設置することとした。(第四四条の二第一項関係)

(二) 調整本部は、災害発生市町村の消防の応援のため都道府県及びその区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関する事務及び関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとした。(第四四条の二第二項関係)

(三) 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長とした。(第四四条の二第三項関係)

(四) 調整本部長は、調整本部の事務を総括することとした。(第四四条の二第四項関係)

(五) 調整本部に本部員を置き、当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから任命する者、その区域内の市町村の消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長等をもって充てることとした。(第四四条の二第五項関係)

(六) 調整本部に副本部長を置き、本部員のうちから、都道府県知事が指名することとした。(第四四条の二第六項関係)

(七) 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理することとした。(第四四条の二第七項関係)

(八) 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができることとした。(第四四条の二第八項関係)

3 都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等に関すること。

(一) 都道府県知事は、一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急の必要があると認めるときは、災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、他の災害発生市町村へ出動することを指示することができることとした。(第四四条の三第一項関係)

(二) 都道府県知事が(一)の指示をするときは、災害の規模等に照らし緊急を要すると認められるときを除き、あらかじめ、調整本部の意見を聴くこととした。(第四四条の三第二項関係)

(三) 都道府県知事は、(一)の指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとし、通知を受けた消防庁長官は、緊急消防援助隊の隊員が属する都道府県知事又は市町村長に対し、速やかにその旨を通知することとした。(第四四条の三第三項及び第四項関係)

三 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(法律第四二号)(厚生労働省)

一 介護保険法の一部改正関係

1 業務管理体制の整備に関する事項

(一) 介護サービス事業者は、法令遵守等に係る義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならないこととし、その整備に関する事項について、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(二)及び(三)において「厚生労働大臣等」というに届け出なければならないこととした。第一一五条の三三三関係

(二) 厚生労働大臣等は、業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、介護サービス事業者に対し、事業所等に立入検査等を行うことができることとした。(第一一五条の三三三関係)

(三) 厚生労働大臣等は、介護サービス事業者が適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができることとし、介護サービス事業者がその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第一一五条の三四関係)

2 都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、介護サービス事業者の指定等に係る事業所に加えて、当該介護サービス事業者の事務所その他事業等に関係のある場所にも立入検査を行うことができることとした。(第七六条等関係)

3 不正事業者による処分逃れ対策に関する事項
(一) 介護サービス事業者は、事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の一月前までに、都道府県知事等に届け出なければならないこととした。(第七五五条等関係)
(二) 偽りその他不正の行為により支払を受けた介護サービス事業者に対する返還金及び加算金について、徴収金とすることとした。(第二二条関係)

4 指定及び更新の欠格事由の見直しに関する事項

(一) 介護サービス事業者の指定等に係る欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有する者が指定等を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき及び申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの日から起算して五年を経過しないものであることを追加することとした。(第七〇条等関係)

(二) 過去五年以内に指定等の取消しの処分を受けた介護サービス事業者であつても、当該処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護サービス事業者による(一)の業務管理体制の整備についての取組の状況等を考慮して、指定等の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるときは、都道府県知事等は、当該介護サービス事業者等の指定等を行うことができることとした。(第七〇条等関係)

5 事業廃止時におけるサービスの確保に関する事項
(一) 介護サービス事業者は、事業等の廃止又は休止の届出をしたときは、当該介護サービス事業者が提供するサービスの提供を受けていた者であつて、引き続き当該居宅サービス等に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないこととした。(第七四四条等関係)

(二) 都道府県知事等は、介護サービス事業者による(一)の便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者及び関係者相互間の連絡調整、当該介護サービス事業者及び当該関係者に対する助言等を行うことができるものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事等相互間の連絡調整、当該介護サービス事業者に対する都道府県の区域を越えた広域的な見地からの助言等を行うことができることとした。(第七五五条の二等関係)

(三) 都道府県知事等は、介護サービス事業者が(一)の便宜の提供を適正に行っていないと認めるときは、当該便宜の提供を適正に行うべきことを勧告することができるものとし、当該介護サービス事業者が、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第七六条の三三三関係)

二 老人福祉法の一部改正関係

老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の一月前までに、都道府県知事に届け出なければならないこととした。(第一四四条の三三三関係)

三 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇宇宙基本法(法律第四三三号)(内閣官房)

1 本法の目的
この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めることにより、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とすることとした。

(第一一条関係)

2 宇宙開発利用に関する基本理念
宇宙開発利用に関する施策等の基本理念を次のこととした。
(一) 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。(第二二条関係)

(二) 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならないこと。(第二三条関係)

(三) 宇宙開発利用は、我が国産業の振興に資するよう行われなければならないこと。(第四二条関係)

(四) 宇宙開発利用は、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならないこと。(第五二条関係)

- (四) 宇宙開発利用は、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならないこと。(第六八条関係)
- (六) 宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならないこと。(第七七条関係)
- 3 国及び地方公共団体の責務等について定めることとした。(第八八条、第一二二条関係)
- 4 基本的施策
 - (一) 国は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成並びに人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去に資するため、人工衛星を利用し、必要な施策を講ずることとした。(第一三三條関係)
 - (二) 国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずることとした。(第一四四條関係)
 - (三) 国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有するため、必要な施策を講ずることとした。(第一五五條関係)
 - (四) 国は、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮することともに、必要な施策を講ずることとした。(第一六六條関係)
 - (五) 国は、宇宙開発利用に関する基礎研究及び基礎的技術の研究開発の推進、並びに先端的な宇宙開発利用及び宇宙科学に関する学術研究等のために必要な施策を講ずることとした。(第一七七條及び第一八八條関係)
 - (六) 国は、国際協力を推進することともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずることとした。(第一九九條関係)
 - (七) 国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずることとした。(第二〇〇條関係)
 - (八) 国は、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上、並びに宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実等のために必要な施策を講ずることとした。(第二二一条及び第二二二條関係)

- (九) 国は、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずることとした。(第二二三條関係)
- 5 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する基本的な計画を策定し、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。(第二四四條関係)
- 6 内閣は、宇宙開発戦略本部を置き、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。(第二五五條、第三四四條関係)
- 7 政府は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならないこととした。(第三五五條関係)
- 8 施行期日等
 - (一) 政府は、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずることとした。(附則第二二条関係)
 - (二) 政府は、宇宙開発利用に関する機関に関する見直し及び宇宙開発利用に関する施策を推進するための行政組織の在り方等についての検討を行うこととした。(附則第三三條及び第四四條関係)
 - (三) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

- ◇農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(法律第四五号)(農林水産省)
 - 1 目的

この法律は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的とするものとした。(第一一条関係)
 - 2 定義
 - (一) 「農林漁業有機物資源」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であつて、エネルギー源として利用することができるものをいうこととした。(第二一条第一項関係)
 - (二) 「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料(簡易な方法により製造されるものを除く)をいうこととした。(第二二条第二項関係)
 - (三) 「生産製造連携事業」とは、農林漁業者等又は農業協同組合等及び特定バイオ燃料(バイオ燃料のうち、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の製造の事業を営む者(以下「バイオ燃料製造業者」という)又は事業協同組合等が、農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立並びにバイオ燃料製造業者の需要に適切に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置及び特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置のすべてを実施することにより農林漁業有機物資源の生産から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業をいうこととした。(第二二条第三項関係)
 - (四) 「研究開発事業」とは、農林漁業有機物資源の生産又はバイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発を実施する事業で、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に特に資するものをいうこととした。(第二二条第四項関係)

- 3 基本方針

主務大臣は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針を定めることとした。(第三二条関係)
- 4 生産製造連携事業計画の認定

農林漁業者等又は農業協同組合等は、バイオ燃料製造業者又は事業協同組合等と共同して、生産製造連携事業に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その計画が適当であることを旨の認定を受けることができることとした。(第三四条及び第三五条関係)
- 5 研究開発事業計画の認定

研究開発事業を行うとする者は、研究開発事業に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。(第三六条及び第三七条関係)
- 6 農業改良資金助成法等の特例

4又は5の認定を受けた者に対する農業改良資金助成法、中小企業投資育成株式会社法、種苗法等の特例を創設することとした。(第三八条、第一三三條関係)
- 7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- ◇関税法施行令等の一部を改正する政令(政令第一八八号)(財務省)
 - 1 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「インドネシア協定」という。)及び経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(以下「ブルネイ協定」という。)における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項及び提出時期等に関する所要の規定の整備を行うこととした。(関税法施行令第六一条関係)
 - 2 インドネシア協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度並びにブルネイ協定の規定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束にこれらの協定を追加することとした。(関税暫定措置法施行令第一九条の二関係)

- 2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務を円滑に実施するため関係機関との連絡に関すること。
 - 三 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長(以下この条において「調整本部長」という。)とし、都道府県知事をもつて充てる。
 - 四 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから任命する者。
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するもの長又はその指名する職員。
 - 三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員。
 - 四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出勤した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者。
- 3 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 調整本部の長は、調整本部の事務を総括する。調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから任命する者。
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するもの長又はその指名する職員。
 - 三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員。
 - 四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出勤した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者。
- 4 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 調整本部の長は、調整本部の事務を総括する。調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから任命する者。
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するもの長又はその指名する職員。
 - 三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員。
 - 四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出勤した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
 - 4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の長に、当該都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
 - 第四十五条第一項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。
 - 第四十七条に次の一項を加える。
 - 2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する市町村の消防の応援のため出勤を命ずることを妨げるものではない。
- 第四十九條第一項中「活動」の下に「当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出勤した場合の活動を含む。」を加える。
- 附則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (施行前にされた命令等に関する経過措置)
- 第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の消防法第十六条の五第一項の規定による資料の提出の命令、報告の徴収、立入検査及び物の収去については、なお従前の例による。
- (罰則に関する経過措置)
- 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (検討)
- 第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二十七号中「を受けた」を「により出動した」に、「出動」を「活動」に改める。

内閣総理大臣 福田 康夫
総務大臣 増田 寛也

平成二十年五月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

法律第四十二号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に、「第百十五條の十一」を「第百十五條の十二」に、「第百十五條の十一」を「第百十五條の十九」を「第百十五條の十二」に、「第百十五條の二十」に、「第九節 指定介護予防支援事業者(第百十五條の八節)」を「第九節 指定介護予防支援事業者(第百十五條の九節)」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)」を加え、「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮し、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十条第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に

第二十二條第三項中「に対し、その支払った額につき返還させる」を「から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収する」に、「返還させる額」を「返還させるべき額」に、「支払わせる」を「徴収する」に改める。

第二十七條第一項及び第三十二條第一項中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第五十四條の二第八項中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第二項」に改める。

第五十八條第六項中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第二項」に改める。

第五十九條第一項第一号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第一項」に改める。

第七十条第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号」又は「第七号」から「第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)」を加え、「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮し、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十条第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に

第七十八條の二第四項第五号の二中「第百一
五條の十一第二項第五号の二及び第百一五條の
二十第二項第四号の二」を「第百一五條の十二
第二項第五号の二及び第百一五條の二十二第二
項第四号の二」に改め、同項第六号中「申請者
の下に「認知症対応型共同生活介護、地域密着
型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護
老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請
者を除く。」を加え、「第七十八條の九」を「第
七十八條の十」に改め、「規定により指定」の下
に「認知症対応型共同生活介護、地域密着型特
定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人
福祉施設入居者生活介護に係る指定を除く。」
を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域
密着型サービス事業者の指定の取消しによ
り当該指定の取消しの理由となつた
事実及び当該事実の発生を防止するため
の当該指定地域密着型サービス事業者による
業務管理体制の整備についての取組の状況
その他の当該事実に関して当該指定地域密
着型サービス事業者が有していた責任の程
度を考慮して、この号本文に規定する指定
の取消しに該当しないこととする。これが相
当であると認められるものとして厚生労働
省令で定めるものに該当する場合を除く。
第七十八條の二第四項第六号の次に次の二号
を加える。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護又は地
域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八
條の十（第二号から第五号までを除く。）の
規定により指定（認知症対応型共同生活介
護、地域密着型特定施設入居者生活介護又
は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活
介護に係る指定に限る。）を取り消され、そ
の取消しの日から起算して五年を経過しな
い者であるとき、ただし、当該指定の取消
しが、指定地域密着型サービス事業者の指
定の取消しのうち当該指定の取消しの処分
の理由となつた事実及び当該事実の発生を
防止するための当該指定地域密着型サービ
ス事業者による業務管理体制の整備につい
ての取組の状況その他の当該事実に関して
当該指定地域密着型サービス事業者が有し

ていた責任の程度を考慮して、この号本文
に規定する指定の取消しに該当しないこと
とすることが相当であると認められるもの
として厚生労働省令で定めるものに該当す
る場合を除く。
六の三 申請者と密接な関係を有する者（地
域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
に係る指定の申請者と密接な関係を有する
者を除く。）が、第七十八條の十（第二号か
ら第五号までを除く。）の規定により指定を
取り消され、その取消しの日から起算して
五年を経過していないとき、ただし、当該
指定の取消しが、指定地域密着型サービ
ス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取
消しの理由となつた事実及び当該事
実の発生を防止するための当該指定地域密
着型サービス事業者による業務管理体制の
整備についての取組の状況その他の当該事
業が有していた責任の程度を考慮して、
この号本文に規定する指定の取消しに該当
しないこととすることが相当であると認め
られるものとして厚生労働省令で定めるも
のに該当する場合を除く。
第七十八條の二第四項第七号中「第七十八條
の九」を「第七十八條の十」に、「第七十八條
の七」を「第七十八條の八」に改め、同項第
九号中「いずれかに」を「いから二まで又は八
」に改め、同項第十号中「第七十八條の九を」
を「第七十八條の十」に改め、「指定」の下に「認知症
対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入
居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設
入居者生活介護に係る指定を除く。」を加え、同
号本文中「第七十八條の五」を「第七十八條の五
第二項」に、「第七十八條の七」を「第七十八條
の八」に改め、同号中を同号へとし、同号二の
次に次のように加える。

第七十八條の十（第二号から第五号ま
でを除く。）の規定により指定（認知症対
応型共同生活介護、地域密着型特定施設
入居者生活介護又は地域密着型介護老人
福祉施設入居者生活介護に係る指定に限
る。）を取り消された法人において、当該
取消しの処分に係る行政手続法第十五條
の規定による通知があつた日から六十日以
内にその役員等であつた者が当該取消し
の日から起算して五年を経過しないもの
第七十八條の二第五項第一号中「申請者」の
下に「認知症対応型共同生活介護、地域密着
型特定施設入居者生活介護又は地域密着
老人福祉施設入居者生活介護に係る申請者
を除く。」を加え、「第七十八條の九第二号」を
「第七十八條の十第二号」に改め、「規定により
指定」の下に「認知症対応型共同生活介護、地
域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着
型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定
を除く。」を加え、同号の次に次の二号を加え
る。

一の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護又は地
域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八
條の十（第二号から第五号までの規定により
指定（認知症対応型共同生活介護、地域密
着型特定施設入居者生活介護又は地域密着
型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る
指定に限る。）を取り消され、その取消しの日
から起算して五年を経過しない者である
とき。
一の三 申請者と密接な関係を有する者（地
域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
に係る指定の申請者と密接な関係を有する
者を除く。）が、第七十八條の十（第二号から
第五号までの規定により指定を取り消さ
れ、その取消しの日から起算して五年を経
過していないとき。
第七十八條の二第五項第三号中「第七十八條
の九第二号」を「第七十八條の十第二号」に、「第
七十八條の五」を「第七十八條の五第二項」に、
「第七十八條の七」を「第七十八條の八」に改
め、同号の次に次の号を加える。
二の二 申請者が、第七十八條の七第一項の
規定による検査が行われた日から随時決定
予定日（当該検査の結果に基づき第七十八
條の十の規定による指定の取消しの処分に
係る聴聞を行うか否かの決定をすることが

見込まれる日として厚生労働省令で定める
ところにより市町村長が当該申請者に当該
検査が行われた日から十日以内に特定の日
を通知した場合における当該特定の日をい
う。）までの間に第七十八條の五第二項の規
定による事業の廃止の届出をした者（当該
事業の廃止について相当の理由がある者
を除く。）又は第七十八條の八の規定による指
定の辞退をした者（当該指定の辞退につい
て相当の理由がある者を除く。）で、当該届
出又は指定の辞退の日から起算して五年を
経過しないものであるとき。
第七十八條の二第五項第三号中「第七十八
條の九第二号」を「第七十八條の十第二号」に
改め、同号口中「前号」を「第二号」に、「第
七十八條の五」を「第七十八條の五第二項」に、「第
七十八條の七」を「第七十八條の八」に改める。
第七十八條の四第六項を同条第七項とし、同
条第五項の次に次の一項を加える。
六 指定地域密着型サービス事業者は、次条第
二項の規定による事業の廃止若しくは休止の
届出をしたとき又は第七十八條の八の規定に
よる指定の辞退をするときは、当該届出の日
前一月以内に当該指定地域密着型サービス
（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介
護を除く。）を受けていた者又は同条に規定す
る予告期間の開始日の前日に当該地域密着
型介護老人福祉施設入居者生活介護を受け
ていた者であつた、当該事業の廃止若しくは休
止の日又は当該指定の辞退の日以後に於て
引き続き当該指定地域密着型サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対し、必
要な居宅サービス等が継続的に提供されるよ
う、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域
密着型サービス事業者その他関係者との連絡
調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十八條の五中「当該指定地域密着型サ
ービス」を「休止した当該指定地域密着型サ
ービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削
り、同条に次の一項を加える。
2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指
定地域密着型サービス（地域密着型介護老人
福祉施設入居者生活介護を除く。）の事業を廃
止し、又は休止しようとするときは、厚生勞
働省令で定めるところにより、その廃止又は
休止の日の一月前までに、その旨を市町村長
に届け出なければならない。

見込まれる日として厚生労働省令で定める
ところにより市町村長が当該申請者に当該
検査が行われた日から十日以内に特定の日
を通知した場合における当該特定の日をい
う。）までの間に第七十八條の五第二項の規
定による事業の廃止の届出をした者（当該
事業の廃止について相当の理由がある者
を除く。）又は第七十八條の八の規定による指
定の辞退をした者（当該指定の辞退につい
て相当の理由がある者を除く。）で、当該届
出又は指定の辞退の日から起算して五年を
経過しないものであるとき。
第七十八條の二第五項第三号中「第七十八
條の九第二号」を「第七十八條の十第二号」に
改め、同号口中「前号」を「第二号」に、「第
七十八條の五」を「第七十八條の五第二項」に、「第
七十八條の七」を「第七十八條の八」に改める。
第七十八條の四第六項を同条第七項とし、同
条第五項の次に次の一項を加える。
六 指定地域密着型サービス事業者は、次条第
二項の規定による事業の廃止若しくは休止の
届出をしたとき又は第七十八條の八の規定に
よる指定の辞退をするときは、当該届出の日
前一月以内に当該指定地域密着型サービス
（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介
護を除く。）を受けていた者又は同条に規定す
る予告期間の開始日の前日に当該地域密着
型介護老人福祉施設入居者生活介護を受け
ていた者であつた、当該事業の廃止若しくは休
止の日又は当該指定の辞退の日以後に於て
引き続き当該指定地域密着型サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対し、必
要な居宅サービス等が継続的に提供されるよ
う、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域
密着型サービス事業者その他関係者との連絡
調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

見込まれる日として厚生労働省令で定める
ところにより市町村長が当該申請者に当該
検査が行われた日から十日以内に特定の日
を通知した場合における当該特定の日をい
う。）までの間に第七十八條の五第二項の規
定による事業の廃止の届出をした者（当該
事業の廃止について相当の理由がある者
を除く。）又は第七十八條の八の規定による指
定の辞退をした者（当該指定の辞退につい
て相当の理由がある者を除く。）で、当該届
出又は指定の辞退の日から起算して五年を
経過しないものであるとき。
第七十八條の二第五項第三号中「第七十八
條の九第二号」を「第七十八條の十第二号」に
改め、同号口中「前号」を「第二号」に、「第
七十八條の五」を「第七十八條の五第二項」に、「第
七十八條の七」を「第七十八條の八」に改める。
第七十八條の四第六項を同条第七項とし、同
条第五項の次に次の一項を加える。
六 指定地域密着型サービス事業者は、次条第
二項の規定による事業の廃止若しくは休止の
届出をしたとき又は第七十八條の八の規定に
よる指定の辞退をするときは、当該届出の日
前一月以内に当該指定地域密着型サービス
（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介
護を除く。）を受けていた者又は同条に規定す
る予告期間の開始日の前日に当該地域密着
型介護老人福祉施設入居者生活介護を受け
ていた者であつた、当該事業の廃止若しくは休
止の日又は当該指定の辞退の日以後に於て
引き続き当該指定地域密着型サービスに相
当するサービスの提供を希望する者に対し、必
要な居宅サービス等が継続的に提供されるよ
う、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域
密着型サービス事業者その他関係者との連絡
調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五章第三節中第七十八條の十一を第七十八條の十二とする。

第七十八條の十中「その旨を」を「当該指定地域密着型サビス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第七十八條の五の規定による届出」を「同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条の規定する事業の休止及び再開に係るものを除く」とし、第七十八條の五第二項の規定による事業の休止の届出に改め、同条第三号中「第七十八條の七」を「第七十八條の八」に改め、同条を第七十八條の十一とする。

第七十八條の九第六号中「第七十八條の四第六項」を「第七十八條の四第七項」に改め、同条第九号及び第十号中「第七十八條の六第一項」を「第七十八條の七第一項」に改め、同条を第七十八條の十とする。

第七十八條の八第一項中「第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同条第四項の規定する指定地域密着型サビスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項の規定する指定地域密着型サビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サビスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項の規定する指定地域密着型サビスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項の規定する指定地域密着型サビスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことをそれぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十八條の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合、当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八條の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項の規定する指定地域密着型サビスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サビスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 第七十八條の四第二項又は第四項の規定する指定地域密着型サビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サビスの事業の運営をしていない場合、当該指定地域密着型サビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サビスの事業の運営をすること。

四 第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十八條の八を第七十八條の九とし、第七十八條の七を第七十八條の八とする。

第七十八條の六第一項中「この当該指定に係る事業所」の下に「事務所その他指定地域密着型サビスの事業に関する場所」を加え、同条を第七十八條の七とする。

第七十八條の五の次に次の一条を加える。
(市町村長等による連絡調整又は援助)
第七十八條の六、市町村長は、指定地域密着型サビス事業者による第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型サビス事業者及び指定地域密着型サビス事業者の他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サビス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

二 都道府県知事は、同一の指定地域密着型サビス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サビス事業者による第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要であると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サビス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

三 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型サビス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サビス事業者による第七十八條の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要であると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サビス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十九條第二項第五号中「第百十五條の二第十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九條第二項第五号の次に次の一号を加える。
五 申請者と密接な関係に有する者が、第八十四條第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しがない場合、当該指定の取消しを防止する理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九條第二項第六号中「第百十五條の二第十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九條第二項第六号の次に次の一号を加える。
六 申請者が、第八十三條第一項の規定による検査が行われた日から概算決定予定日、当該検査の結果に基づき第八十四條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内の特定期日を通知した場合における当該特定期日までの間に第八十二條第二項の規定による事業の休止の届出をした者（当該事業の休止について相当の理由がある者を除く）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十九條第二項第六号中「第百十五條の二第十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次の二項を加える。
六の二 申請者が、第八十三條第一項の規定による検査が行われた日から概算決定予定日、当該検査の結果に基づき第八十四條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内の特定期日を通知した場合における当該特定期日までの間に第八十二條第二項の規定による事業の休止の届出をした者（当該事業の休止について相当の理由がある者を除く）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十九條第二項第八号中「第百十五條の二第十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号中「第八十二條」を「第八十二條第二項」に改める。
第八十一條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
四 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の休止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であつて、当該事業の休止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサビスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サビス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十二條中「当該指定居宅介護支援」を「休止した当該指定居宅介護支援」に改め、休止し、休止し、若しくは、を削り、同条に次の一項を加える。
二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を休止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その休止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二條中「当該指定居宅介護支援」を「休止した当該指定居宅介護支援」に改め、休止し、休止し、若しくは、を削り、同条に次の一項を加える。
二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を休止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その休止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二條中「当該指定居宅介護支援」を「休止した当該指定居宅介護支援」に改め、休止し、休止し、若しくは、を削り、同条に次の一項を加える。
二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を休止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その休止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二条の次に次の一条を加える。
(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援

事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
第八十三条第一項中「当該指定に係る事業所」の下に「事務所その他指定居宅介護支援の事業に係る場所」を加える。

第八十三条の二第一項中「当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人数について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人数について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合
- 二 当該厚生労働省令で定める員数を満たす

二 第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合、当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。
三 第八十一条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。
第八十三条の二第五項中「第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第八十四条第一項第四号中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。
第八十五条中「その旨」を「当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第八十二条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く)」を「第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改める。

第八十六条第二項第四号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該指定の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第八十六条第二項第五号中「第三十五第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

- 五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう)までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第八十六条第二項第七号中「第八十五条の二十九第六項」を「第八十五条の三十五第六項」に改める。
第八十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
三 指定介護老人福祉施設の開設者は、第九十条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護福祉施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護福祉施設サービスに相当するサービスを提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護老人福祉施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
第八十九条の次に次の一条を加える。

第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第九十条第一項中「若しくは指定介護老人福祉施設」の下に「指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に係る場所」を加える。
第九十一条の二第一項中「その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人数について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人数について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。
- 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。
第九十二条第一項第四号中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

- 三 第八十八条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第九十三条中「その旨」を「当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

第九十四条第三項第六号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備等について取組の状況その他の当該事実について当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第九十四条第三項第七号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「第百五條において準用する医療法第九條第一項」を「第九十九條第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 申請者が、第百條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日

(当該検査の結果に基づき第百四條第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内(特定の日を通知した場合における当該特定の日を除く)までの間に第九十九條第二項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第九十四条第三項第八号中「前号」を「第七号」に、「第百五條において準用する医療法第九條第一項」を「第九十九條第二項」に改める。

第九十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設の開設者は、第九十九條第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護老人保健施設サービスを受けていた者であつて、当該介護老人保健施設サービスに相当するサービス

の提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護老人保健施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第九十九條の見出しを「変更の届出等」に改め、同条中「あつたとき」の下に、「又は休止した当該介護老人保健施設を再開したとき」を加え、同条に次の二項を加える。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十九條の次に次の一條を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助) 第九十九條の二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七條第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十七條第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百條第一項中若しくは介護老人保健施設の下に「介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所」を加える。

第百三条第一項中「その業務に従事する従業者の人員について第九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数を満たし、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る)以下この条において同じ)に適合していない」

を「次の各号に掲げる場合に該当するに」に、「第九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営を遵守すべき)を、それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七條第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第九十七條第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る)に適合していない場合、当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 第九十七條第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百三条第五項中「第九十七條第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合しなくなった」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百四條第一項第三号中「第九十七條第五項」を「第九十七條第六項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

三 前条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により第九十四條第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第百五条中「第八條の二第二項及び第九條」を「第九條第二項」に、「前条」を「第百四條」に改める。

第百七條第三項第五号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護療養型医療施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設者による業務管理体制の整備等について当該指定介護療養型医療施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百七條第三項第六号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第百十二條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十四條第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内(特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう)までの間に第百十三條の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百七條第三項第七号中「前号」を「第六号」に改める。

第百十條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百十三條の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護療養施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護療養施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護療養型医療施設の開設者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十條の次に次の一項を加える。
(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第百十條の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護療養型医療施設の開設者による第百十條第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者及び他の指定介護療養型医療施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護療養型医療施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者による第百十條第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十二條第一項中「若しくは指定介護療養型医療施設」の下に「指定介護療養型医療施設の開設の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に係る場所」を加える。
第百十三條の二第二項中「その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十條第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第三項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十條第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。
二 第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合、当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をすること。
三 第百十條第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十三條の二第五項中「第百十條第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。
第百十四條第一項第四号中「第百十條第四項」を「第百十條第五項」に改める。
第百十五條中「その旨」を「当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

第百十五條の二第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く」を加え、「第十五條の八第一項又は第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有している責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。当該指定の取消しに該当しないものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
第百十五條の二第二項第六号の次に次の二号を加える。
六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取消し、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該申請者の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有している責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。当該指定の取消しに該当しないものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有している責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。当該指定の取消しに該当しないものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

の取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有している責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。当該指定の取消しに該当しないものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
第百十五條の二第二項第七号中「第百十五條の八第一項又は第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項」に、「第百十五條の五」を「第百十五條の五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。
七の二 申請者が、第百十五條の七第一項の規定による検査が行われた日から期間決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五條の九第一項の規定による指定の取消しをすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の二第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第百十五條の五」を「第百十五條の五第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改める。
第百十五條の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 指定介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前一月以内に当該指定介護予防サービスサービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の二十六第一号中「第百十五條の二十第二項第四号」を「第百十五條の二十二第二項第四号」に改め、同条第二号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第一項」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第二項」に改め、同条第四号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第五項」に改め、同条第六号及び第七号中「第百十五條の二十四第一項」を「第百十五條の二十七第一項」に改め、同条を第百十五條の二十九とする。

第百十五條の二十五第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五條の二十二第二項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の運営をしない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていない場合、当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十五條の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしない場合、当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。

三 第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該第百十五條の二十五を第百十五條の二十八とする。

第百十五條の二十四第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定介護予防支援の事業に関する場所」を加え、同条を第百十五條の二十七とする。

第百十五條の三十三中「当該指定介護予防支援」を「休止した当該指定介護予防支援」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

第百十五條の二十三を第百十五條の二十五とし、同条の次に次の一項を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)
第百十五條の二十六、市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができ

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について三以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による

第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十五條の二十二第二項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けたい者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居室サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の二十二を第百十五條の二十四とし、同条の次に次の一項を加える。

第百十五條の二十一の前の見出しを削り、同条を第百十五條の二十三とし、同条の前に見出しとして「指定介護予防支援の事業の基準」を付す。

第百十五條の二十第一項中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改め、同条第二項第二号中「第百十五條の二十二第二項」を「第百十五條の二十四第一項」に改め、同条第三号中「第百十五條の二十三第二項」を「第百十五條の二十四第三項」に改め、同条第五号中「第百十五條の二十六」を「第百十五條の二十九」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものにして、当該指定を除外する。

第百十五條の二十第二項第五号の次に次の一項を加える。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものにして、当該指定を除外する。

第百十五條の二十第二項第六号中「第百十五條の二十六」を「第百十五條の二十九」に、「第百十五條の二十三」を「第百十五條の二十五第二項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六の二 申請者が、第百十五條の二十七第一項の規定による検査が行われた日から起算して五年を経過した日（当該検査の結果に基づき第百十五條の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであること。

第百十五條の二十第二項第八号中「第百十五條の二十六」を「第百十五條の二十九」に改め、同号中「第百十五條の二十三」を「第百十五條の二十五第二項」に改め、同条を第百十五條の二十二とする。

第五章第七節中第百十五條の十九を第百十五條の二十一とする。

第百十五條の十八中「その旨」を「当該指定地域密着型介護予防サ...」

第百十五條の十七第一号中「第百十五條の十一...」

第百十五條の十六第一項中「第百十五條の十一...」

第百十五條の十五第一項中「当該指定に係る事業所...」

指定地域密着型介護予防サ...に從事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ...に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サ...の事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき旨を、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるべき旨を、同項に次の各号を加える。

一 第百十五條の十二第五項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わなければならない場合、当該条件に従つて、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サ...に從事する従業者に関する基準を満たすこととする。

二 第百十五條の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サ...に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サ...の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サ...の事業の運営をしていない場合、当該指定地域密着型介護予防サ...に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サ...の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サ...の事業の運営をすることとする。

第百十五條の十五第一項中「当該指定に係る事業所」の下に「事務所その他指定地域密着型介護予防サ...の事業に係る場所のある場所」を加え、同条を第百十五條の十七とする。

第百十五條の十四中「当該指定地域密着型介護予防サ...を休止した当該指定地域密着型介護予防サ...」に改め、廃止し、休止し、若しくは「を削り、同条に次の二項を加える。

2 指定地域密着型介護予防サ...事業者は、当該指定地域密着型介護予防サ...の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない旨を市町村長に届け出なければならない旨を市町村長に次の一条を加える。

（市町村長等による連絡調整又は援助） 第百十五條の十六、市町村長は、指定地域密着型介護予防サ...事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サ...事業者及び指定地域密着型介護予防サ...事業者その他の指定地域密着型介護予防サ...事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サ...事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型介護予防サ...事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サ...事業者による第百十五條の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サ...事業者に対する市町村長の援助を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十五條の十三第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型介護予防サ...事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サ...を受けたい者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サ...に相当するサ...の提供を希望する者に対し、必要な居宅サ...等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者その他の指定地域密着型介護予防サ...事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五條の十三の前の見出しを削り、同条を第百十五條の十三とし、同条の前に見出しとして「指定地域密着型介護予防サ...の事業の基準」を付する。

第百十五條の十一第二項第二号中「第百十五條の十三第一項」を「第百十五條の十四第二項」に改め、同項第三号中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十四第二項」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「介護予防認知症対応型共同生活介護に係る申請者を除く」を加え、「第百十五條の十七」を「第百十五條の十九」に改め、「規定により指定」の下に「（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く）」を加え、同号に次のただし書を加える。

2 この法律による改正後の老人福祉法第二十九条第三項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者(同法第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。(介護老人保健施設の公示に関する規定の適用)

第八条 新介護保険法第百四十二条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第十一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に、「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に、「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十二条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第六項中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第五十四條の二第三項中「第七十八條の七」を「第七十八條の八」に、「第七十八條の九」を「第七十八條の十」に、「第七十八條の十一」を「第七十八條の十二」に、「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第四号の九、第三百四十八條第二項第十号の五及び第七百一十一條の三十四第三項第十号の八中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十四条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「第百十五條の三十八第一項」を「第百十五條の四十四第一項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十五条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項及び第三項中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第十六條 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項第一号中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第十一條第一項中「第百十五條の三十九第二項」を「第百十五條の四十五第二項」に改める。

第十六條中「第百十五條の三十九第三項」を「第百十五條の四十五第三項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條のうち、介護保険法第七十二條第一項の改正規定中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改め、同法第七十八條の九第七号の改正規定中「第七十八條の九第七号」を「第七十八條の十第七号」に改め、同法第九十四條第三項第七号を「第百五十五條」に改め、同法第五章第五節第三款の款名を削り、第百七條から第百七十五條までを改める改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百七十五條の三十二第二項中「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設を」と及び「介護老人保健施設」に改め、「第百十條第五項」を削る。

第二十六條のうち介護保険法第百十五條の二十九第一項の改正規定中「第百十五條の二十九第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を」と及び「介護老人保健施設」に改め」を「第百十五條の三十五第一項中」に改める。

条の九第七号」を「第七十八條の十第七号」に改め、同法第九十四條第三項第七号の改正規定中「第九十四條第三項第七号」を「第百五十五條」に改め、同法第五章第五節第三款の款名を削り、第百七條から第百七十五條までを改める改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百七十五條の三十二第二項中「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設を」と及び「介護老人保健施設」に改め、「第百十條第五項」を削る。

第二十六條のうち介護保険法第百十五條の二十九第一項の改正規定中「第百十五條の二十九第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を」と及び「介護老人保健施設」に改め」を「第百十五條の三十五第一項中」に改める。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年五月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御 璽

宇宙基本法をここに公布する。

法律第四十三号
宇宙基本法

目次
第一章 総則(第一条―第十二条)
第二章 基本的施策(第十三条―第二十三条)
第三章 宇宙基本計画(第二十四条)
第四章 宇宙開発戦略本部(第二十五条―第三十四条)
第五章 宇宙活動に関する法制的整備(第三十五条)
附則
第二章 総則
(目的)

を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(宇宙の平和的利用)

第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり行われるものとする。

(国民生活の向上等)

第三条 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

(産業の振興)

第四条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的かつ計画的な推進、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の円滑な企業化等により、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もつて我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

(人類社会の発展)

第五条 宇宙開発利用は、宇宙に係る知識の集積が人類にとつての知的資産であることにかんがみ、先端的な宇宙開発利用の推進及び宇宙科学の振興等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。

(国際協力等)

第六条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

(資料の提出その他の協力)
第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき、前項に規定する者以外の人に対して、必要な協力を依頼することができる。
(事務)
第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
(主任の大臣)
第三十三条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)
第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 宇宙活動に関する法制の整備
第三十五条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。
2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)
第二条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき、前項に規定する者以外の人に対して、必要な協力を依頼することができる。
(事務)
第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
(主任の大臣)
第三十三条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)
第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)
第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。
(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)
第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 福田 康夫
総務大臣 増田 寛也
法務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣 高橋 正彦
外務大臣 額賀福志郎
文部科学大臣 渡海紀三朗
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三
環境大臣 鴨下 一郎
防衛大臣 石破 茂

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年五月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫
法律第四十四号
介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律
政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため平成二十一年四月一日まで、介護従事者等の賃金水準その他の事情に勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年五月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫
法律第四十五号
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律
(目的)
第一条 この法律は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「農林漁業有機物資源」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であつて、エネルギー源として利用することができるものをいう。
2 この法律において「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料(単なる乾燥又は切断その他の主務省令で定める簡易な方法により製造されるものを除く)をいう。
3 この法律において「生産製造連携事業」とは、農林漁業者若しくは木材製造業者を営む者(以下「農林漁業者等」という。)又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者等を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「農業協同組合等」という。)及び特定バイオ燃料(バイオ燃料のうち、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ)の製造の事業を営む者(以下「バイオ燃料製造業者」という。)又は事業協同組合その他の政令で定める法人で

バイオ燃料製造業者を構成員とするもの(以下「事業協同組合等」という。)が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべてを実施することにより農林漁業有機物資源の生産(農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用するために必要な収集その他の主務省令で定める行為を含む。以下同じ)から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業をいう。
一 農林漁業者等又は農業協同組合等とバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等との間における農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立
二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次に掲げる措置
イ 特定バイオ燃料の原材料に適する新規の作物の導入、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他のバイオ燃料製造業者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置(当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。)
ロ 特定バイオ燃料の製造に要する費用の低減に資する生産の方式の導入又は施設の整備その他の特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置(当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。)
4 この法律において「研究開発事業」とは、次のいずれかに掲げる研究開発を実施する事業で、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に特に資するものをいう。
一 バイオ燃料の原材料に適する新品種の育成、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発その他の農林漁業有機物資源の生産の高度化に資する研究開発
二 バイオ燃料の製造に要する費用の低減に資する製造の方式又は機械の開発その他のバイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発
(基本方針)
第三条 主務大臣は、政令で定めるところにより、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。